

参議院議員選挙が行われます

7月28日で任期満了を迎える参議院議員の選挙が行われます(選挙期日の正式な決定はもう少し先になる見込みです)。選挙期日が決定すると公示が行われ、その17日後が投票日となります。なお、投票は、比例代表選出議員選挙および選挙区選出議員選挙の2種類です。



▶投票できる方

日本国籍を有し、選挙期日現在、年齢が満20歳以上の方で、引き続き3カ月以上行田市に住んでいて選挙人名簿に登録されている方

▶入場券を郵送します

投票所入場券は、公示日ごろに各家庭に郵送します。入場券は、圧着式封書(6人単位)となっていますので、切り離してご本人の分をお持ちください。

なお、入場券は投票所の整理と混雑緩和のために発行しているものであり、入場券が無くても選挙人名簿に登録があれば投票できます。入場券が見当たらないときは、身分証明書をお持ちになり、投票所にお越しください。

▶ご利用ください 期日前投票

投票日当日に一定の理由で投票できない方は、期日前投票をすることができます。利用できる期間は、公示の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時までです。

▶大切にしましょう 貴重な一票

投票所、期日前投票所での投票の他、身体に重度の障害のある方が自宅で投票できる郵便投票、病院や単身赴任先で投票ができる不在者投票、海

外で投票ができる在外投票などの制度があります。詳しくは、選挙管理委員会まで問い合わせください。

▶校舎の工事が行われます

第15投票区投票所「北小学校」で校舎の工事が行われます。これに伴い、投票日当日、学校敷地内の一部が制限されることとなりますのでご注意ください。

▶投票所が変更されています

平成24年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙から、下記の投票区投票所が変更となっています。

第7投票区		
旧 南小学校	➡	新 忍・行田公民館
第12投票区		
旧 桜ヶ丘小学校	➡	新 桜ヶ丘公民館

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

燃やせるごみの直接搬入を一時中止します

小針クリーンセンターでは、7月22日(月)から8月2日(金)まで、補修工事に伴う焼却施設の完全停止期間となります。この期間は燃やせるごみの直接搬入はできませんので、ご注意ください。

▶問い合わせ 彩北広域清掃組合
☎559-3641

日曜開庁を休みます

電子計算機器のメンテナンスを行うため、7月7日の日曜開庁を休みます。自動交付機も7月6日(土)および7月7日(日)は停止します。なお、パスポートの受領もできませんので、ご注意ください。

	7月6日(土)	7月7日(日)	7月8日(月)
市役所	閉庁	閉庁	通常業務
自動交付機	停止	停止	稼働

▶問い合わせ 広報広聴課情報担当(内線322)
パスポートの受領については市民課市民担当(内線242)

行田市地域安心ネットワークに関する協定を締結しました

全国各地で、高齢者や障害のある方などが気付かれずに亡くなり、日数が経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死・孤独死」という痛ましい出来事が起きています。

これまでは、一人暮らし高齢者の孤立死が社会問題として認識されていましたが、最近では、介護者などが突然に亡くなったことにより、その援助を受けていた方も死に至るなど、高齢者以外の世帯でも起こっています。

市では、これまでも市民の皆さんによる「ふれあい見守り活動」および市民ボランティアの「いきいき・元気サポート制度」を二つの柱とし、自治会ごとに作成する「ささえあいマップ」を活用しながら、地域での孤立を防止してきました。

このたび、さらなる充実を図るため、個人宅を訪問する業務を行う事業者と「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました。



「行田市地域安心ネットワークに関する協定」とは

業務の中で、訪問先のポストに新聞や郵便物がたまっている、同じ洗濯物が干されたままであるなどの異変に気付いた場合、市や警察、消防に速やかに通報してもらいます。通報に基づいて、市が安全確認や支援など必要な対応を迅速に行います。



「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結した事業者は次のとおりです。

事業者名	
有限会社井上新聞店	東京ガス株式会社熊谷支社
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部	東京電力株式会社埼玉支店熊谷支社
埼玉縣信用金庫行田支店	有限会社中川新聞店
埼玉県住宅供給公社	ヤマト運輸株式会社行田支店
生活協同組合コープみらい	ワタミタクシヨク株式会社埼玉加須営業所
株式会社高橋医科器械店熊谷営業所	

市では、行田市地域安心ネットワークにご協力いただける団体・事業者を募集しています。

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)

行田市・鴻巣市・北本市がごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結

5月7日、行田市・鴻巣市・北本市による「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」の締結式を行いました。

これは、「3市で共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行うこと」「ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とすること」などについて3市が合意するものです。

市では、今後、ごみの共同処理に向けて事業を進めていきます。

▶問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556-9530

